

○忠岡町図書館条例

昭和60年3月12日条例第20号

忠岡町図書館条例

(設置)

第1条 本町は、町民の読書及び図書館資料に対する要求に応えるために、図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 忠岡町図書館
- (2) 位置 忠岡町忠岡南1丁目18番17号

(管理)

第3条 図書館は、教育委員会が管理する。

(職員)

第4条 図書館に館長、専門的職員その他必要な職員を置く。

(委任)

第5条 この条例施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。